

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）

「9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」についての意見

永井よし子・打越さくら・亀永能布子

1) 「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」という視点を明確にすべき。

第3次基本計画では、「基本的考え方」で「男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行」と述べられていたが、全く欠落している。

また、「家族形態の変化」という言葉はあるが、変化の内容に触れられていない。

第3次計画では、「核家族化、共働き世帯の増加、未婚・離婚の増加、単身世帯の増加などの家族形態の変化や～」と述べられている。

●世帯単位のさまざまな弊害について、世帯主制度を採用している諸制度を洗い出し、見直しを検討すること。

ex 「マイナンバー制度」と住民基本台帳制度によるプライバシーの侵害

世帯形態の違いによる不利益

（国民健康保険の擬制世帯主制の矛盾、住民税額の違い、など）

災害弔慰金支給額の世帯主と家族の差、被災者生活再建支援金の支給対象は世帯主など

2) 家族に関する法制度を最高裁判決待ちにしていることの誤り

・最高裁の判断とは別に政府としての姿勢を示すよう促すべきであるにもかかわらず、最高裁の判断まで保留するのは不合理である。

・国連の女性差別撤廃委員会他から繰り返し家族に関する差別的な規定の改正を勧告されているにもかかわらず、勧告遵守の決意を表明しないのはおかしい。

・なお、最高裁大法廷での判断が予定されているのは、民法 750 条（夫婦同姓）と民法 733 条（再婚禁止期間）についてである。男女差のある婚姻適齢（民法 731 条）、出生届に嫡出か嫡出でないかを記載することを求める戸籍法 49 条も改正するとの政府見解を示すべきである。

3) 税制における個人所得課税について

・税調待ちではなく、第3次計画で述べたように「配偶者控除の縮小・廃止を含めて検討する。」とすべきである。

従来の「片働き夫と専業主婦、子ども二人」を「標準世帯」とする考え方は家族形態の変化の実情に合っていない。

厚労省「国民生活基礎調査」によると、2014年度の単身世帯の割合は27.1%、夫婦のみ世帯の割合は23.3%で、夫婦と未婚の子の世帯の割合は28.8%にすぎない。

共働き世帯は片働き世帯を上回っている（2012年で59%）。

・所得税法第56条は廃止すべきである。

56条は、「個人事業主と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費とみなさない」規定、すなわち配偶者や家族の労働分を事業主（世帯主）の所得に合算される。

- 4) 社会保障制度について、配偶者手当についての検討を掲げたことは評価できるが、第3号被保険者については、制度は残したまま被用者保険の拡大で数を減らすという考え方は男女共同参画の視点に立った制度の改革とは言えない。「廃止の方向」を打ち出すべきである。
- 5) 素案の(2)「具体的な取組」の「イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」について
- ・介護の支援基盤の整備は実効あるものとなっていない。
- 「地域包括ケアシステム」はいまだ構想段階であり、自治体に丸投げで、地域の財政力、マンパワー依存となっている。しかも家族介護を前提としたもので、「家に帰す」ことを基本としているとの懸念もある。男女の多様な選択を保障するための基盤整備は、何よりも介護者が切望する施設待機者の解消が先決である。特別養護老人ホーム、老人保健施設などの整備が不可欠であることに留意すべきである。
- 6) 「男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実」の項は、項目のみで内容がまったく書かれていない。以下の点を明記すべきである。
- ・「①人権教育・啓発活動を促進することで、人権に関する正しい理解の普及を進める」および「②法令や条例のわかりやすい広報などを行うことにより周知を進める」について
- もっとも正しい理解を必要としているのは、政治家をはじめとする公人、政府職員である。第3次計画に明記されている「政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員、法曹関係者」はもちろんのこと、憲法99条で憲法と条約遵守義務を負う政治家をはじめとする公人の理解促進を図る方途を探るべきである。
- ・「③人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の充実を図る」について
- 国内人権機関の設置を明記すべき。
- ・「⑤男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握を行う」について
- ・統計調査の軽視が見られる。ジェンダー統計の充実を明記すべき
- 女性差別撤廃委員会への第7・8次日本政府報告書では、第3次基本計画に記載したことをもって報告実績としているが、今回の基本計画では記載がまったくない。継続性上からも重大な欠落である。
- 施策の前提となる統計について言及しないのは、施策に対する実質的責任を伴わない空疎な言辞のみに取られかねない。
- 7) 無償労働への言及を復活させるべき。
- ・両立支援、社会保障、安心して生活できるなどの記載を保障するためには、無償労働に関する研究・調査は必須である。第3次基本計画から、どのように進展があったのかの検証を前提にしたより積極的な踏み込みが必要である。介護などの具体的施策は、無償労働を前提とするものが多いことを考えると、個人生活を無償労働に依存して再構築していると誤解される恐れがある。